

Sitting Volleyball 国内大会
開催に関するガイドライン

Version II



2022年6月7日

一般社団法人 日本パラバレーボール協会

本指針は、今後の状況を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。

目 次

- 1 本ガイドラインについて
- 2 大会の開催について
 - (1) 大会の開催判断
 - (2) 感染予防策の実施
 - ① 大会主催者の実施が推奨される事項
 - ② 大会参加予定者の健康状況把握
 - ③ 大会参加予定者の大会への参加の判断
- 3 感染症と疑われる事例が発生した場合について
 - (1) 大会開催中に発生した場合
 - (2) 大会以外で参加予定者に発生した場合

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国並びにスポーツ庁から発表されているガイドラインを基に、日本パラバレーボール協会として、パラバレーボールの国内大会開催において、運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。

2 大会の開催について

(1) 大会の開催判断

① 警戒レベルを3段階とし、それぞれの対応とする。

A：緊急事態宣言（特別地域指定）が出されている時期・・・大会は行わない

B：緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期・・・大会は行わない

C：新しい生活様式を踏まえた通常状態・・・大会開催を検討する

各フェーズにおける大会開催の考え方

警戒レベル	A:緊急事態宣言	B:緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期		C:新しい生活様式
各フェーズ	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4
状況	緊急事態宣言がでており、施設の利用が停止されている状態	緊急事態宣言が解除され、施設が一定の条件の下、利用できる状態	緊急事態宣言の解除から、新しい生活様式への移行に伴う条件の下、利用できる状態	新しい生活様式に則り、都道府県間の往来が可能になり、施設が利用できる状態
大会開催	開催しない	開催しない	開催しない	開催を検討する
内容	なし	なし	なし	開催する場合には感染予防対策を徹底する

② 上記警戒レベルの状況を踏まえ、以下の条件を満たした上で、開催予定地域の自治体・

開催予定の施設と協議し判断する。

(ア) 全国または一部地域に緊急事態宣言や、それに準ずる宣言もしくは指示が出てお

らず、各地の往来に制限がない状況である。

(イ) 国やスポーツ庁、JPC、開催予定地域の自治体、開催予定の施設の指針により、

スポーツイベントや大会を開催することが許容されている。

(ウ) 開催を予定する施設で感染予防策が十分にとれる。

(エ) 各地のチームで通常通りの練習が行われており、試合において十分なパフォーマンスを

発揮できる状況である。

(オ) 参加予定者の健康状況が把握できる仕組みが整っている。

(2) 感染予防策の実施

① 大会主催者で実施する事項

(ア) 開催施設における参加者同士の導線の確保、チーム毎の荷物の配置、外部との接触を避けるためのエリア設定等を行う。

(イ) 施設内には大会の開催要項もしくは施設の規定に従い、健康状況が確認できたのみ入場できることとし、該当者の判別がつくようにする。

(ウ) 大会中、開閉会式の短縮もしくは廃止や、プロトコールや終了時の握手の廃止
競技エリアへの立ち入り人数を制限するなど、参加者同士の接触を極力減らすようにする。

(エ) 手洗い、不織布マスク着用の徹底を喚起するとともに、必要な箇所に消毒液を配置する。また、定期的な換気を行って可能な限り密の状況をなくすよう参加者に周知する。

(オ) その他、開催する自治体や施設のルールに従って感染症予防対策を講じることとする。

基本的な感染症対策については、厚生労働省等関係機関のホームページに記載されている最新情報を参考にする。

② 大会参加予定者の健康状況の把握

チーム責任者は、大会の開催要項もしくは施設の規定に従い、大会参加予定者全員の健康状況を確認し所定の方法で大会主催者に提出する。

③ 大会参加予定者の大会参加の判断

上記の健康状況を基に、大会の開催要項もしくは施設の規定に従い参加の可否を決定する。

健康状況を提出し大会への参加が認められた後や大会当日の体調不良（37.5℃以上の発熱、咳、咽頭痛等の症状など）に関しては、入館の制限や帰宅措置をとる場合もある。

3 感染が疑われる事例が発生した場合について

(1) 大会開催中に発生した場合

大会期間中に感染が疑われる事例（感染が疑われる症状がでた場合や、参加者の同居している家族や職場に新型コロナウイルス感染症への感染が判明した等）が発生した場合は、感染症の基本的な対策と当該施設の定められた対応方法に従って対処する。具体的な手順については、事前に施設側と協議し決定する。

(2) 大会以外で参加予定者に発生した場合

① 大会の開催前に発生

新型コロナウイルス感染症の陽性者、並びに濃厚接触者（保健所から濃厚接触者等の判定が決定していない場合も含む）は、保健所から指定された療養期間が終了するまでは参加できない。

② 大会の開催後に発生

該当者の在籍するチーム責任者は以下の事項を事前に確認し大会主催者に連絡する。

(ア) 該当者及び大会参加者の健康状態

(イ) 受診状況（予定も含む）

(ウ) 大会当日の接触者の有無、及び行動履歴

大会主催者は、結果が陽性と判明した場合、参加したすべてのチーム責任者に陽

性者が発生したことを連絡し、接触があったチームには感染拡大防止の対応を要請する。

陽性者の氏名公表については、協議の上決定する。

陽性者、並びに濃厚接触者に該当する者は、居住地の自治体・保健所・医療機関等の指示に従い感染拡大防止の対応を行う。